

## 疑問相談

## 法人税

## 物価連動国債に係る税務上の取扱い

Q

平成 25 年度より 5 年ぶりに物価連動国債が発行されると聞きました。今般発行される物価連動国債については、償還時の元本保証が設定されております。この物価連動国債を取得した場合の税務上の取扱いについて教えてください。

なお、会計上は、その他有価証券として区分することを前提としており、企業会計基準適用指針第 12 号に基づく一体処理により、償却原価法を適用し、償却原価と時価との差額を評価差額として処理することとなります。

A

物価連動国債は、その償還金額が物価の動向に連動して増減するものであり、償還金額が確定しているとは認められないことから、税務上の償還有価証券には該当しないものと考えられます。

したがって、会計上の償却原価法に基づく調整差損益については、税務上は申告調整が必要になるものと考えられます。また、売買目的有価証券として保有しない限り、税務上は時価評価を要しないものと考えられます。

## 【解 説】

## 1. 物価連動国債の概略

物価連動国債は、元金額が物価の動向（消費者物価指数=CPI）に連動して増減する国債（10 年債）であり、その発行後に物価が上昇すれば、その上昇率に応じて元金額が増加します（以下、増減後の元金額を「想定元金額」といいます。）。利払いは年 2 回で、利

子の額は各利払時の想定元金額に表面利率（発行時より固定）を乗じて算出されるため、物価上昇により想定元金額が増加すれば利子の額も増加することになります。償還額は、償還時点での想定元金額とされており、平成 25 年度以降に発行される物価連動国債については、償還時の元本保証（フロア）が設定されております。

## 2. 物価連動国債に係る税務上の取扱い

## (1) 税務上の有価証券の取扱い

法人税法上、事業年度終了の時にあっては有する有価証券については、売買目的有価証券又は売買目的外有価証券の区分に応じ、それぞれ時価又は帳簿価額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（以下、「償還有価証券」といいます。）にあっては、一定の調整差損益を加減算した金額）をもって、その時における評価額とされます（法法 61 の 3 ①、法令 119 の 14）。また、売買目的外有価証券のうち、償還有価証券に係る調整差損益

(税務上のアキュムレーション又はアモチゼーション)は、その事業年度の所得の金額の計算上、益金又は損金の額に算入されることとなります(法令139の2)。

通常の固定利付国債は、発行時の元金額が償還時まで不変であり、償還金額の定めのある有価証券に該当することから、税務上、売買目的外有価証券に該当する場合には、上記の償還有価証券に該当することになります。

## (2) 売買目的外有価証券の場合

物価連動国債は、通常の固定利付国債とは異なり、償還額が物価の変動に影響され、償還時点まで確定しない点において、税務上の償還有価証券に該当するか否かについて疑問が生ずるところと考えます。

この点、法人税基本通達2-1-33において、償還有価証券とは、その有価証券を保有する法人にとって当該有価証券の償還期限が確定しており、かつ、その償還期限における償還金額が確定しているものとされており、さらに、同通達(5)において、償還金額が変動する株価リンク債、他社株償還条項付社債等は、償還有価証券に該当しないものとして例示されております。よって、ご質問の物価連動国債は、償還金額が確定しているとは認められず、税務上の償還有価証券には該当しないものとして取り扱うことが妥当であると考えられます。

一方で、会計上は平成18年3月に公表された企業会計基準適用指針第12号において、その他有価証券として保有する物価連動国債については、原則として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものとして後述する区分処理をせず、他の債券と同様に、まず償却原価法を適用し、その上で償却原価と時価と

の差額を評価差額として処理することとされております。

以上のことから、物価連動国債を売買目的外有価証券として保有する場合には、税務上は償還有価証券には該当せず、帳簿価額により評価する一方で、会計上は、償却原価法による調整差損益が損益に計上され、純資産直入により償却原価と時価との差額が評価差額として処理されることから、税務上と会計上の取扱いが異なることとなります。よって、会計上、償却原価法により損益に計上された調整差損益は、税務上はないものとして申告調整する必要があるものと考えられます。また、会計上の損益に計上されない当該評価差額については、税務上の所得計算には影響しないものの、会計上の貸借対照表価額は時価が付されていることから、別表5(1)において所要の調整が必要になるものと考えられます。

## (3) 売買目的有価証券の場合

物価連動国債を売買目的有価証券として保有する場合には、会計上も税務上も期末時における時価評価を行い、時価評価損益は税務上、益金又は損金の額に算入されるため、特段税務調整は生じないものと考えられます(法法61の3①一、②)。

## 3. 組込デリバティブ取引の取扱い

有価証券でデリバティブ取引が組み込まれた複合有価証券等は、税務上は組込デリバティブ取引を区分せず、有価証券として取り扱うことを原則としながらも、法人税基本通達2-3-42において、売買目的外有価証券に該当する複合有価証券等については、有価証券等に係る取引と組込デリバティブ取引とに区分し、当該組込デリバティブ取引につき法人税法第61条の5第1項(デリバティブ

取引に係る利益相当額の益金算入等)の規定を適用しているときは、これを認めることとされており。また、同通達(注3)において、区分することとした組込デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額を算出することが困難な場合において、複合有価証券等を売買目的有価証券であるものとみなして計算した時価評価損益を当該組込デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額としているときは、継続適用を条件としてこれを認めることとされており。

平成 16 年 3 月に発行が開始された物価連動国債については、元本保証が設定されておらず、当初は企業会計上、元本が減少する可能性のある複合金融商品と考えられ、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性があるとして整理されておりました。また、会計上は、物価連動国債について利付国債の部分と組込デリバティブの部分との区分処理

を行うか、組込デリバティブを合理的に区別して測定することができない場合には、物価連動国債全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上する処理が認められておりました。これにより、会計上は当該区分処理をせず、物価連動国債全体を時価評価していた場合には、従来、法人税基本通達 2-3-42(注3)により、税務上も売買目的外有価証券であっても物価連動国債自体の時価評価が認められていたものと考えられます。

しかしながら、前述のとおり、平成 18 年 3 月に公表された企業会計基準適用指針第 12 号により、物価連動国債については、デリバティブ部分の区分処理が不要とされ、さらに今後発行される物価連動国債は元本保証が設定されることを鑑みると、今後物価連動国債を取得する場合には、売買目的有価証券として保有しない限り、時価評価の必要はないものと考えられます。

《税理士法人トーマツ ビジネス タックス サービス

パートナー 岩本 和紀 マネジャー 西 隆太》

**DB**  
data base

## 改正税法のすべてデータベース

●お申込みは <http://www.zaikyo.or.jp> から●

「改正税法のすべて データベース」は、年 1 回発行している税制改正解説のバイブル『改正税法のすべて』の平成 17 年版から最新版の「全税目」がパソコンで閲覧できるデータベースサービスです。使いやすいキーワード検索システムにより、税務職員はもとより税理士等職業会計人、企業の税務経理担当者など日頃税務に携わる方々の事務効率改善を実現します。

●ご利用料金：お申込み日の翌月 1 日から 1 年間 10,000 円 (税込) ●